

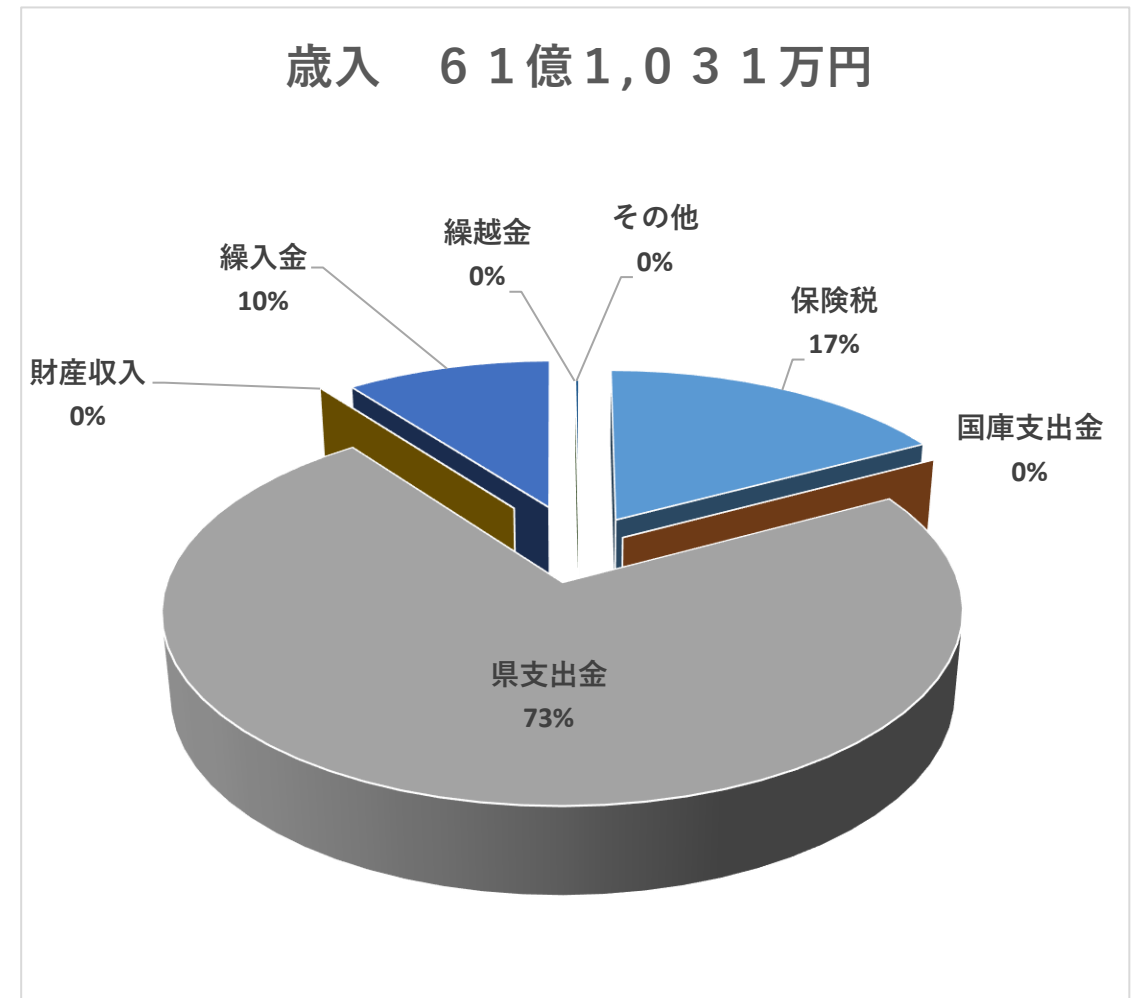
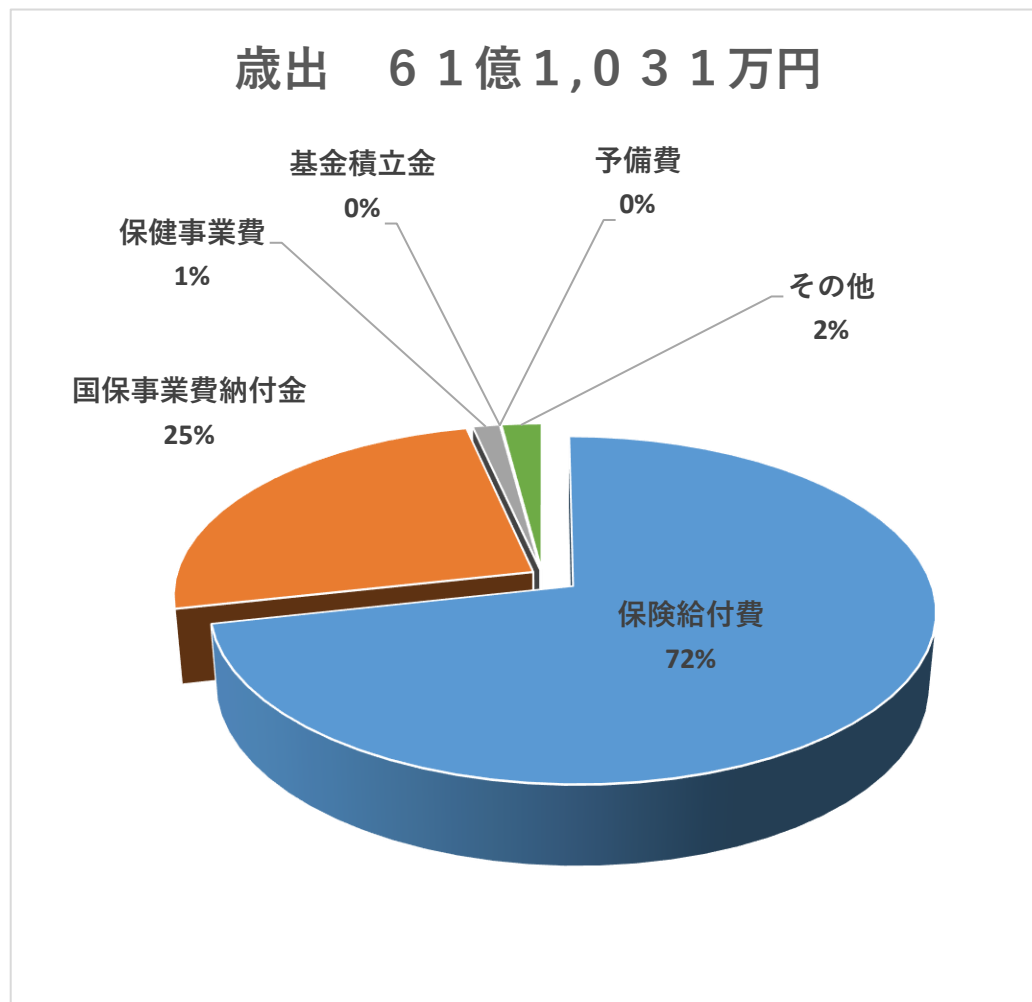
# 1. 令和 5 年度当初予算（古賀市国民健康保険特別会計）

## (1) 当初予算構成

歳出 <span style="float: right;">(単位：千円)</span>				
予算科目	㉑ 令和 5 年度 当初予算	㉒ 令和 4 年度 当初予算	増減 (㉑ - ㉒)	備考
保険給付費	4,372,409	4,432,819	▲ 60,410	
(療養諸費)	(3,748,500)	(3,812,500)	(▲ 64,000)	
(高額療養費)	(600,500)	(600,500)	(0)	
(その他)	(23,409)	(19,819)	(3,590)	・ 出産育児一時金、葬祭費、傷病手当金等
国保事業費納付金	1,525,689	1,508,685	17,004	・ 県への納付金
保健事業費	84,466	76,494	7,972	
基金積立金	472	1,074	▲ 602	
予備費	2,000	2,000	0	
その他	125,274	137,680	▲ 12,406	
(合計)	6,110,310	6,158,752	▲ 48,442	

歳入 <span style="float: right;">(単位：千円)</span>				
予算科目	㉓ 令和 5 年度 当初予算	㉔ 令和 4 年度 当初予算	増減 (㉓ - ㉔)	備考
国民健康保険税	1,047,903	1,061,986	▲ 14,083	
(内訳)				
(現年課税分)	(1,017,900)	(1,029,556)	(▲ 11,656)	
(過年度分)	(30,003)	(32,430)	(▲ 2,427)	
国庫支出金	2	1	1	
県支出金	4,436,252	4,533,593	▲ 97,341	
財産収入	472	1,074	▲ 602	
繰入金	615,663	556,929	58,734	・ うち国民健康保険財政調整基金からの取崩額、54,151千円
繰越金	1	1	0	
その他	10,017	5,168	4,849	
(合計)	6,110,310	6,158,752	▲ 48,442	

(2) 予算構成グラフ



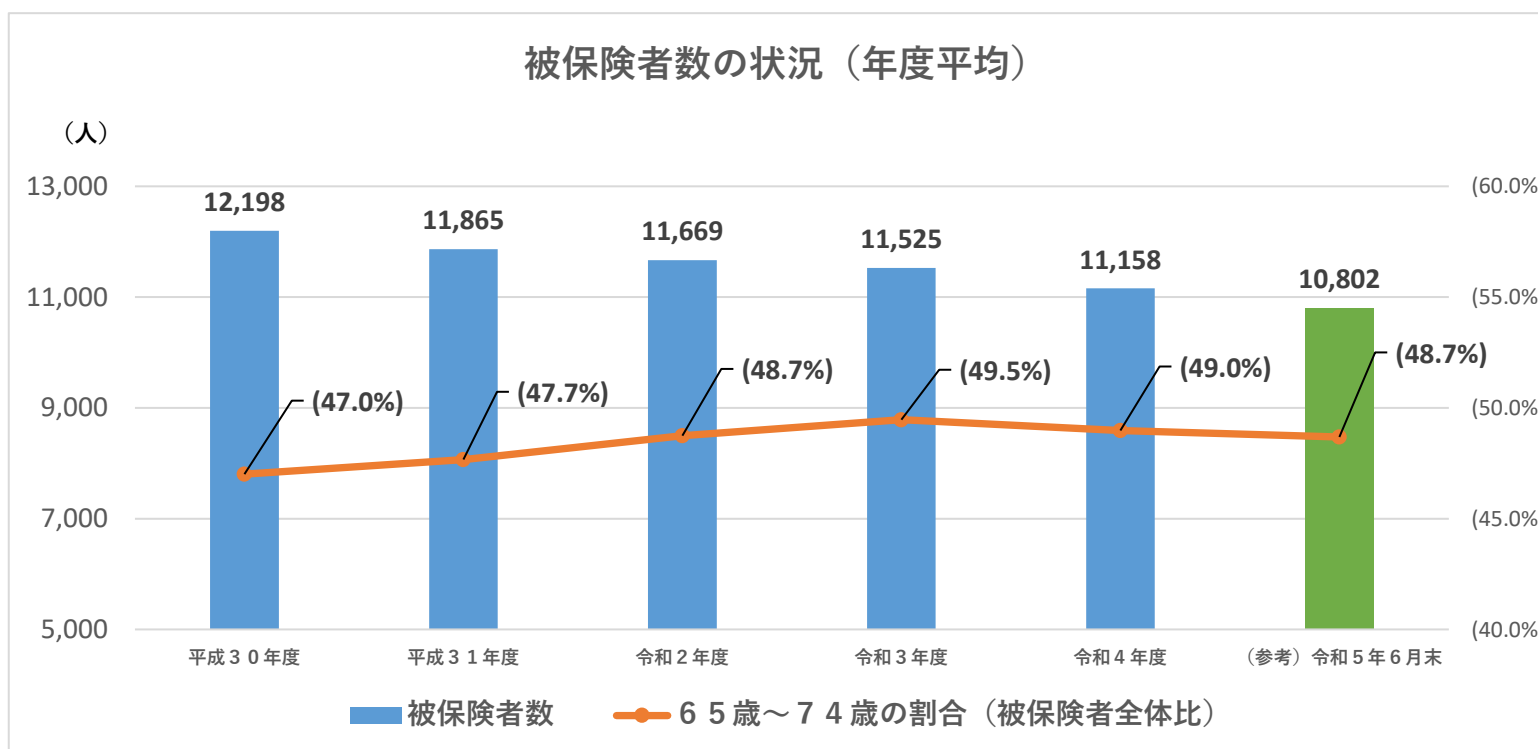
- ・ 保険給付費 保険適用の医療のうち自己負担分を除いた費用、その他一時金等
- ・ 国保事業費納付金 保険税等を財源とする県に支払う納付金
- ・ 保健事業費 特定健診・特定保健指導・医療費適正化等に係る費用
- ・ 基金積立金 国民健康保険財政調整基金の利子積立の経費
- ・ 予備費 予備費
- ・ その他 職員人件費や納付書・保険証等発送等に係る事務費

- ・ 保険税 被保険者が負担する保険税
- ・ 国庫支出金 災害時等の補助金
- ・ 県支出金 保険給付費の全額、保険者努支援分等
- ・ 財産収入 国民健康保険財政調整基金の利子収入
- ・ 繰入金 保険税の法定軽減分、事務費等の繰入金
- ・ 繰越金 前年度からの繰越金
- ・ その他 延滞金、第三者納付金等

## 2. 被保険者の状況

区分	平成30年度		平成31年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		(参考) 令和5年6月末	
	人数	国保全体比	人数	国保全体比	人数	国保全体比	人数	国保全体比	人数	国保全体比	人数	国保全体比
被保険者数	12,198		11,865		11,669		11,525		11,158		10,802	
(0～39歳)	(2,850)	(23.4%)	(2,773)	(23.4%)	(2,659)	(22.8%)	(2,567)	(22.3%)	(2,520)	(22.6%)	(2,443)	(22.6%)
(40～64歳)	(3,614)	(29.6%)	(3,436)	(29.0%)	(3,322)	(28.5%)	(3,257)	(28.3%)	(3,173)	(28.4%)	(3,100)	(28.7%)
(65～74歳)	(5,734)	(47.0%)	(5,656)	(47.7%)	(5,688)	(48.7%)	(5,701)	(49.5%)	(5,465)	(49.0%)	(5,259)	(48.7%)
※(65～69歳)	(2,861)	(23.5%)	(2,562)	(21.6%)	(2,374)	(20.3%)	(2,251)	(19.5%)	(2,109)	(18.9%)	(2,022)	(18.7%)
※(70～74歳)	(2,873)	(23.6%)	(3,094)	(26.1%)	(3,314)	(28.4%)	(3,450)	(29.9%)	(3,356)	(30.1%)	(3,237)	(30.0%)
世帯数	7,466		7,382		7,340		7,331		7,222		7,131	

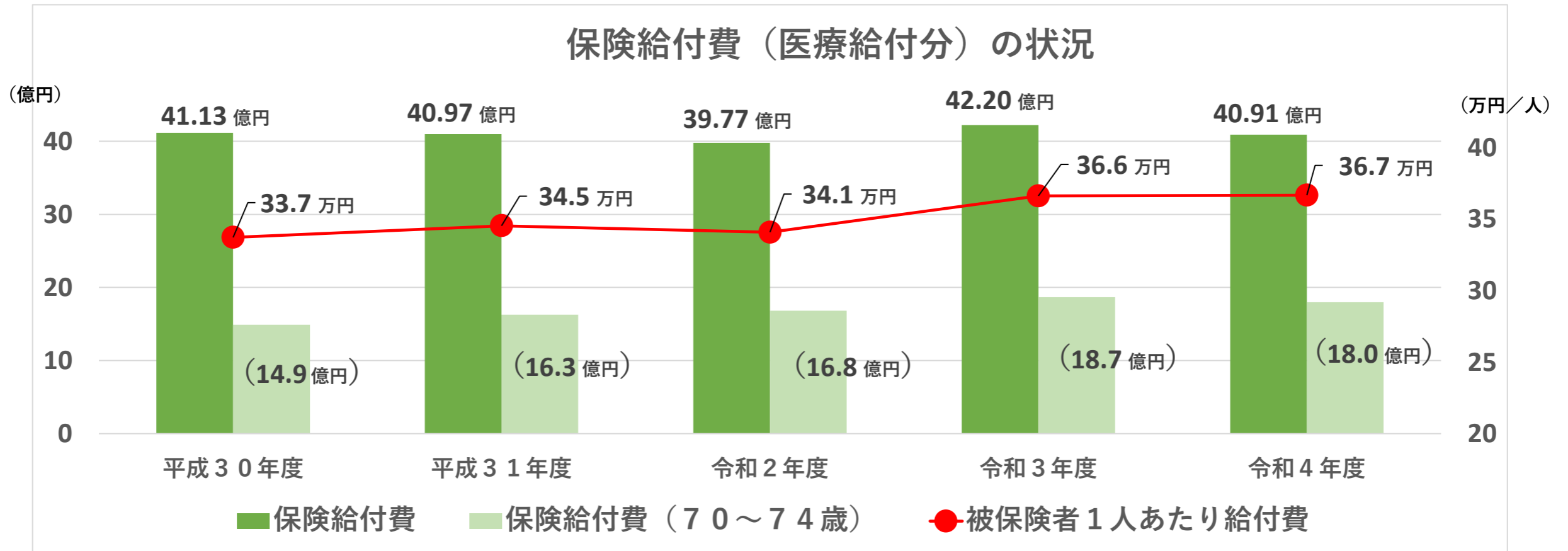
※ 各年度の「被保険者数」及び「世帯数」は、当該年3月末から翌年2月末までの平均値



### 3. 保険給付費の状況（医療給付分）

区分	平成30年度			平成31年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	金額 (千円)	被保険者 1人あたり (円)	金額の 割合	金額 (千円)	被保険者 1人あたり (円)	金額の 割合	金額 (千円)	被保険者 1人あたり (円)	金額の 割合	金額 (千円)	被保険者 1人あたり (円)	金額の 割合	金額 (千円)	被保険者 1人あたり (円)	金額の 割合
保険給付費	4,113,480	337,226		4,097,457	345,340		3,977,073	340,824		4,220,762	366,227		4,091,373	366,676	
（0～64歳）	(1,555,145)	240,585	(37.8%)	(1,491,169)	240,162	(36.4%)	(1,462,392)	244,506	(36.8%)	(1,509,136)	259,124	(35.8%)	(1,420,342)	249,489	(34.7%)
（65～69歳）	(1,067,601)	373,156	(26.0%)	(979,271)	382,229	(23.9%)	(833,567)	351,123	(21.0%)	(843,217)	374,597	(20.0%)	(871,838)	413,389	(21.3%)
（70～74歳）	(1,490,735)	518,877	(36.2%)	(1,627,017)	525,862	(39.7%)	(1,681,114)	507,276	(42.3%)	(1,868,409)	541,568	(44.3%)	(1,799,193)	536,112	(44.0%)

※ 「保険給付費」は、医療費のうち市国保が負担した各年度の医療給付の金額（出産育児一時金や葬祭費等の給付は除く）

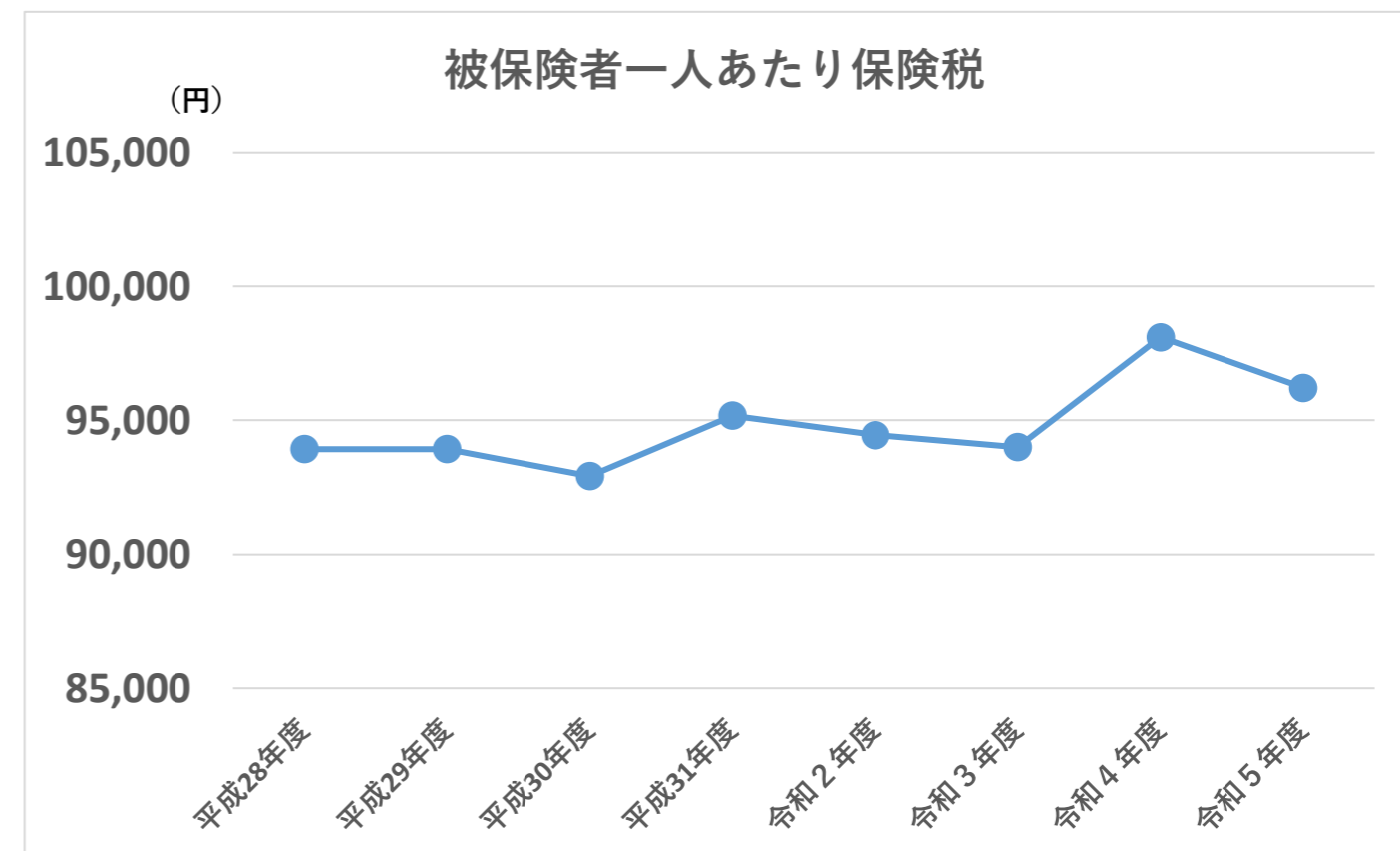
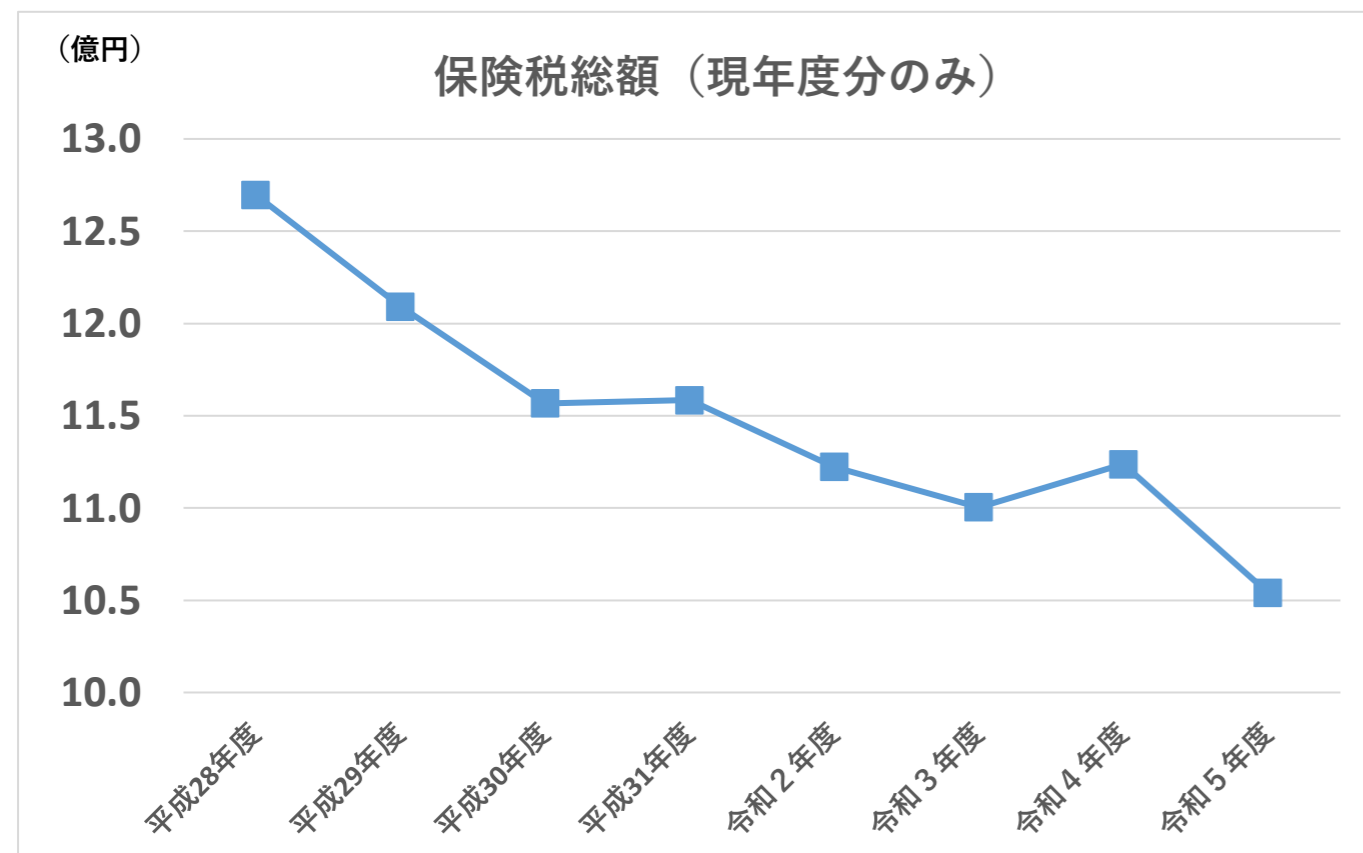


## 4. 国民健康保険税（当初賦課）の状況

年度	保険税総額（円） （現年度分のみ）	被保険者 一人あたり保険税（円）	（参考） 当初賦課対象の被保険者数（人）
平成28年度	1,269,629,700	93,935	13,516
平成29年度	1,209,122,700	93,934	12,872
平成30年度	1,156,700,100	92,923	12,448
平成31年度	1,158,460,200	95,182	12,171
令和2年度	1,122,311,500	94,455	11,882
令和3年度	1,100,440,900	94,007	11,706
令和4年度	1,123,741,400	98,101	11,455
令和5年度	1,054,032,000	96,215	10,955

※ 当初賦課時点（各年度7月時点）の調定額

※ 当初賦課の対象となる被保険者数で1人あたり保険税を算出



## 5. 国民健康保険税と県への納付金の状況

- ・市が支出する保険給付費に要する金額は、県から基本的に普通交付金として全額交付される。
- ・県は普通交付金を交付するため、市町村からの納付金を財源の1つとしており、前年度に県が納付金額を決定し、各市町村が県に納付する仕組み。
- ・各市町村が支払う県への納付金は、国民健康保険税が主な財源となっている。

	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	備考
被保険者数（年度平均）	12,198 人	11,865 人	11,669 人	11,525 人	11,158 人	10,754 人	R5年度被保険者数は推計値
保険給付費	4,113,480 千円	4,097,457 千円	3,977,073 千円	4,220,762 千円	4,091,382 千円	3,994,111 千円	R5年度保険給付費は推計値
被保険者1人あたり	337,226 円	345,340 円	340,824 円	366,227 円	366,677 円	371,960 円	
（前年比）		(+ 8,114 円)	(- 4,516 円)	(+ 25,403 円)	(+ 450 円)	(+ 5,283 円)	
① 県への納付金（現年度分、合計）	1,485,620 千円	1,427,610 千円	1,531,683 千円	1,502,699 千円	1,508,685 千円	1,525,689 千円	R5年度の県への納付金額は確定値
被保険者1人あたり納付金	121,792 円	120,321 円	131,261 円	130,386 円	135,211 円	141,872 円	
（前年比）		(- 1,471 円)	(+ 10,940 円)	(- 875 円)	(+ 4,825 円)	(+ 6,661 円)	
② 国保税収入額	1,155,609 千円	1,167,843 千円	1,118,338 千円	1,093,068 千円	1,088,501 千円	1,028,922 千円	R5年度の国保税収入は、 当初賦課時点のR4とR5の 1人あたり国保税額の比率から推計
被保険者1人あたり国保税	94,738 円	98,428 円	95,838 円	94,843 円	97,553 円	95,678 円	
（前年比）		(+ 3,690 円)	(- 2,589 円)	(- 995 円)	(+ 2,710 円)	(- 1,875 円)	
（参考）基金残高（年度末）	—	201,559 千円	346,645 千円	430,665 千円	500,378 千円		

- ・「① 県への納付金」を支払うための主な財源は「② 国保税収入額」
- ・令和4年度と令和5年度を比較すると、
  - （1）被保険者数は年々減少傾向だが、「① 県への納付金」は増加。
  - （2）「② 国保税収入額」は減少。（総額、被保険者1人あたり国保税、どちらも減少）
    - ※ 令和4年度は、その前年にコロナ給付金等を受けて所得が上昇し、一時的に国保税額が高くなった個人事業主が一定数存在したことで本来よりも国保税収が上昇していたと考えられる

- ・上記（1）、（2）から、令和5年度は収支がマイナスになる（基金を取り崩す）可能性が高い
- ・令和6年度以降についても、同様の傾向は続くことが予想される

「古賀市税率」と「県が示す標準保険税率」の比較

参考資料  
【令和5年2月運営協議会資料】

区分	古賀市税率 (A) (令和5年度) ※ 令和4年度と同じ税率	県が示す標準税率 (B) (令和5年度)	比較		
			税率差 (A - B)	備考	
(応能割)	所得割				
	(医療分)	8.40%	7.51%	+0.89%	市税率の方が高い
	(後期支援分)	2.90%	2.78%	+0.12%	
	(介護納付金分)	2.40%	2.29%	+0.11%	
(応益割)	均等割 (1人あたり)				
	(医療分)	23,800 円	27,705 円	- 3,905 円	市税率の方が低い
	(後期支援分)	8,600 円	9,973 円	- 1,373 円	
	(介護納付金分)	13,600 円	10,460 円	3,140 円	
	平等割 (1世帯あたり)				
	(医療分)	26,200 円	28,337 円	- 2,137 円	市税率の方が低い
	(後期支援分)	9,400 円	10,200 円	- 800 円	
(介護納付金分)	—	8,155 円	—	—	

※ 古賀市では、介護納付金分のみ2方式（平等割は設定していない）

- ・ 県が示す標準税率は、保険税算出後のおおよその割合が「応能割 : 応益割 = 45 : 55」となるように設定されている  
(参考) 現在の古賀市の状況 (R4年度) は、「応能割 : 応益割 = 51.4 : 48.6」



## 6. 国保税の軽減世帯の状況

- ・国民健康保険では、所得の状況に応じて、本来の国保税額に対して、「2割軽減」、「5割軽減」、「7割軽減」する制度がある
- ・軽減は、「均等割」と「平等割」に適用される

## (1) 国保税の軽減状況 ※ 令和5年3月末時点（医療分のみ）

国保税対象 世帯数（全体）	軽減対象世帯数		
	2割軽減	5割軽減	7割軽減
8,389	1,022 (12.2%)	1,350 (16.1%)	2,637 (31.4%)

→ 軽減対象合計、5,009世帯（59.7%）

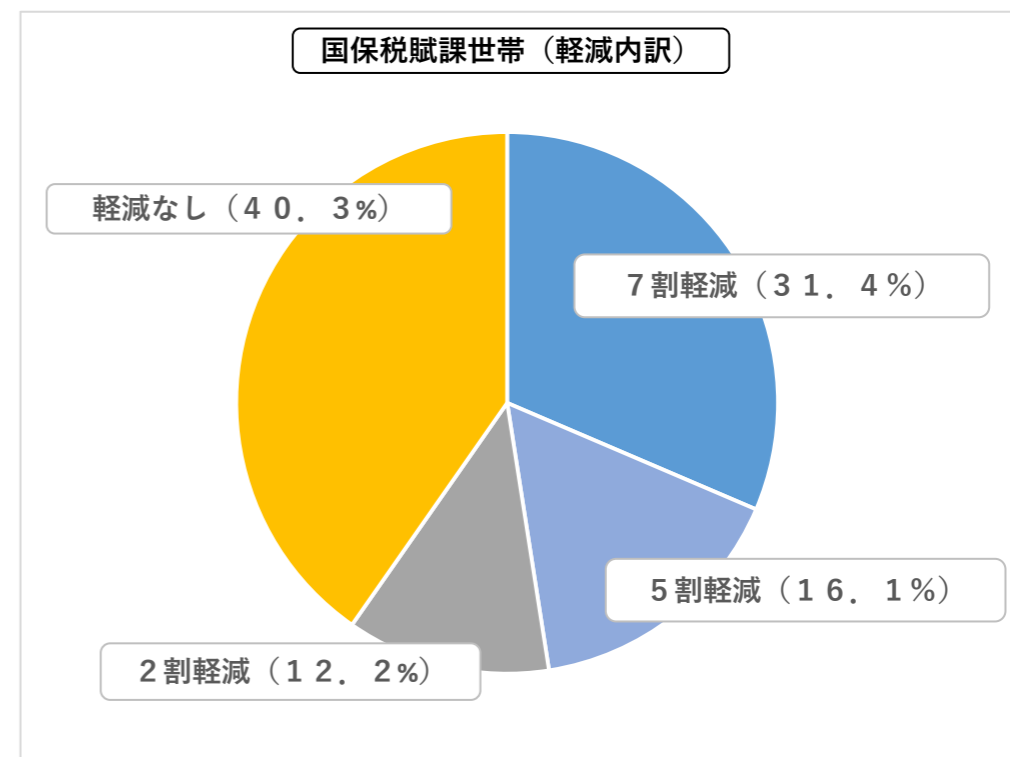
## (2) 国保税軽減対象となる収入額の目安

## ○ 1人世帯の場合

	収入額上限の目安		
	2割軽減	5割軽減	7割軽減
給与収入のみ	1,515,000円	1,270,000円	980,000円
年金収入のみ			
64歳以下	1,653,333円	1,326,666円	1,030,000円
65歳以上	2,065,000円	1,820,000円	1,530,000円

## ○ 2人世帯（給与、年金収入は1人のみ）の場合

	収入額上限の目安		
	2割軽減	5割軽減	7割軽減
給与収入のみ	2,259,999円	1,560,000円	980,000円
年金収入のみ			
64歳以下	2,366,666円	1,713,333円	1,030,000円
65歳以上	2,750,000円	2,260,000円	1,680,000円





## 3. 税率改定による影響（概算）

国保税額 (均等割、平等割)	負担増額（年額）			
	軽減なし	「2割軽減」	「5割軽減」	「7割軽減」
+ 5,000円の場合	5,000円	4,000円	2,500円	1,500円
+ 4,000円の場合	4,000円	3,200円	2,000円	1,200円
+ 3,000円の場合	3,000円	2,400円	1,500円	900円
+ 2,000円の場合	2,000円	1,600円	1,000円	600円
+ 1,000円の場合	1,000円	800円	500円	300円

※ 上記の表は1人世帯の場合の概算。2人以上の世帯の場合は、均等割分の影響が加算される

※ 軽減した分の国保税は、公費（国、県、市の負担金）で負担される仕組み

**【例】 「後期支援分」の「均等割」と「平等割」を令和5年度の県標準税率に合わせる場合の影響**

「後期支援分」では、「均等割」1,373円、「平等割」800円の差が生じている

※ 参考資料（令和5年2月運営協議会資料）より

→ 合計すると「2,173円」になるため、合計で「2,000円」増額すると仮定する

この場合の影響額（概算）は、上記の表の「+ 2,000円の場合」を参照すると、以下のとおりとなる。

軽減なし世帯：年間2,000円の負担増

2割軽減世帯：年間1,600円の負担増

5割軽減世帯：年間1,000円の負担増

7割軽減世帯：年間 600円の負担増